

「流通必要金量」についての誤解

——山田喜志夫氏の『現代インフレーション論』に寄せて——

三宅義夫

本稿は山田喜志夫氏がその著書『現代インフレーション論』（一九七七年一〇月、大月書店刊）のなかで述べておられる「流通必要金量」についての理解がまったく誤っていると考えられるので、そのことについて記しておこうとするものである。氏はその「まえがき」のなかで、「現代インフレーションの理論においても、やはり流通必要金量の概念が基本的であることに変わりはない」と述べておられる。このこと自体は正しいのであるが、しかしこのこと自体が正しいだけに、その肝心の「流通必要金量の概念」についての氏の理解が大きく誤っているので、とおせんの成り行きとして氏の「インフレーションの理論」は「基本的」に誤ったものとなってしまっているのである。なお、本稿を書こうとしたのは、ただ山田氏のインフレーション論を批判すること自体を目的としたのではないのであって、山田氏のこの点についての誤解を批判することを通じて、「流通必要金量」について正しく理解するうえでなにほどか

役に立てば——ひとり山田氏だけでなく他の論者たちにおいても誤解しているのではないかと思われることがかなり多く見受けられるので——、と思ったからにはかならない。したがって、山田氏が右の『現代インフレーション論』のなかで示しておられるその他もろもろの謬見については、まったく触れないでおく。念のため。

一

山田氏はその第一章「現代インフレーションと恐慌」のなかで、マルクスが『資本論』第一巻第三章の Werke 版でいうと S. 153 のところで流通貨幣量について述べている箇所を掲げ、またこれをつぎのような式の形にして記しておられる(同上書、九一—一〇ページ)。

$$\text{流通必要金量} = \left(\frac{\text{商品の価格総額}}{\text{流通手段の流通速度}} \right) + \left(\frac{\text{満期になった支払額 - 相殺額}}{\text{支払手段の流通速度}} \right)$$

—(流通手段および支払手段として機能した貨幣片の合計額)

そして、つづいてこれを説明している文のなかでつぎのように述べておられる。——「流通必要金量を規定するのは、商品の価値通りの価格ではなく、現実に商品「の価格」が実現する時点での価格つまり市場価格である」と(同上書、一〇ページ。「」内二三宅)。

まず検討しようとするのは右のこの説明文である。「流通必要金量」を規定する「商品の価格総額」の「価格」を価値どおりの価格と解する謬見が、ヒルファーディングの『金融資本論』以来、こんにちのわが国でもなおあちこちで見られる。⁽¹⁾ そうした謬見とくらべれば、山田氏が右のように「現実に商品「の価格」が実現する時点での価格」で

あるとしておられることは、一応正しいと言ってよいであろう。ここで一応正しいとしたのは、「商品の価格総額」の「価格」を価値どりの価格と解する謬見と対比していえば、そのかぎりにおいては山田氏のこの「価格」の理解は正しいということであって、山田氏の右の文章を、それ自体として取り上げて正しいか正しくないかといえ、これはまったく正しくないのである。

(1) たとえば島恭彦氏はその著書『インフレーション』(一九七七年四月、青木書店刊)のなかで、上記と同様な「流通手段の量を規定する公式」を挙げ、つぎのように述べておられる。「マルクスの公式で『価格総額』というとき、それは流通する商品の『価値総額』に一致しているのであり、したがってまたそれが一定の価値をもつ貨幣の量を決定するというのである。これが紙幣流通法則の説明の場合の、いわゆる『流通必要金量』の概念になつてゆくのである」(同書、一四ページ。傍点―三宅)。これがちよつとした書き誤りでないことは、氏が重ねてつぎのように記しておられることから知ることができ、る。「マルクスが『紙幣流通法則』または『紙幣に固有の法則』というのは、一定の価値をもつ貨幣(金)の流通量が商品価格(価値総額)によって規定されるという本来の『貨幣流通法則』をふまえていわれていることである」(同上書、一五ページ。傍点―三宅)。

山田氏の右の文章は、よく見られれば気付かれるように、「流通必要金量を規定するのは……現実に商品〔の価格〕が実現する時点での価格……である」と書かれている。「流通必要金量を規定する一つの要因である実現されるべき商品の価格総額の価格は……現実に商品〔の価格〕が実現する時点での価格……である」とは書かれていないのである。

「流通必要金量」について簡単に考察するとき、支払手段の流通量を含めないで流通手段(狭義の流通手段)の流通量だけについて述べることがある。また貨幣の流通速度を一定として、これを捨象して述べることもある。そして流通手段(狭義の流通手段)の流通量について述べている場合であれば、この場合には実現されるべき商品の価格総額が

問題なのであるから、「流通必要金量を規定するのは……現実に商品「の価格」が実現する時点での価格……である」と言うことは正しいのであって、すこしもふしぎな発言ではない。だが山田氏がここで「流通必要金量を規定するのは」云々と述べておられるのは、流通手段の流通量だけについて述べているのではない。さきに掲げておいたように支払手段の流通量をも合わせた「式」を記し、支払手段としての流通量を含めた「流通必要金量」について述べているのである。そして、山田氏がここで「現実に商品「の価格」が実現する時点での価格」だということをとくに言いたかったのは、この支払手段の流通量にかなして独特な解釈を示そうというところにあった、と見受けられるのである。

くり返して言うと、「流通必要金量を規定するのは」云々ということを簡単に考察する場合には、「現実に商品「の価格」が実現する時点での価格」だと言うことは正しい。だが山田氏は、これを簡単に考察する場合には正しい場合——つまり支払手段の流通量を含めて述べる場合——に持つてくる。読む人は、簡単に考察する場合には正しい発言であるので、うっかりとこれを見すごしてしまいやすい。そこで山田氏はこれを一ひねりひねって独特の解釈を示す、という手法である。これはいってみれば、スリかえの手法である。——といっても、山田氏自身としては主観的にはスリかえなどという意識はまったくなかったことはたしかであろう。だが、客観的にはそうなる、ということである。

山田氏がどのようにスリかえの手法を使っているか、山田氏が右の「流通必要金量を規定するのは……現実に商品「の価格」が実現する時点での価格……である」とすることからどのような論を展開しているかという点、氏は右の記述につづいてつぎのように述べておられる。「上式の第二項たる満期になった支払総額（債務総額）であるが、債

務を負った時点での掛買いをする商品の価格が約定価格であって、この約定価格によって債務総額が規定される。この商品の約定価格にもとづく債務総額を決済する支払手段としての貨幣は、時間的に遅れておこなわれる商品の第一姿態変換W—Gによって入手できる。約定価格が価格として実現されるのは、この価格が現実^に支払われて債務が決済される時点においてである。／ところで、恐慌下では満期債務額の支払は不能となり、約定価格は現実^に実現できない。……／……流通手段としての貨幣についての流通必要量は、通貨が減価していないという前提下で実現した価格（実現の時点での価格）……によって規定されるのであるが、同様に、支払手段としての貨幣についての流通必要量も約定価格ではなく、通貨が減価していないという前提下で実現する価格（債務決済時点の価格）によって規定される。過剰生産の結果、市場価格は約定価格から乖離し約定価格を下回るのであって、……。要するに、恐慌局面においては、約定価格にもとづく債務総額は流通必要量を越えることとなるのである」（同上書、一〇～一一ページ。傍点—三宅）。

掛けで商品が売買される場合、「商品の譲渡」と「その商品の価格の実現」とが時間的に分離されることになる（『資本論』第一卷、Werke 版 S. 149）。商品は購買者の手に移り、購買者は支払期日に貨幣を支払うことを約定するのであるが、しかしこの段階ではその商品の価格は「私法上の貨幣請求権において（in einem privatrechtlichen Titel auf Geld）」実現したにとどまる（同上、S. 150）。ということは改めて記すまでもないことである。したがって右で山田氏が、「約定価格が価格として実現されるのは、この価格が現実^に支払われて債務が決済される時点においてである」と述べておられるのは、これだけ取り出してみれば、当然のことを述べておられるものであると言っている。だが、山田氏がなぜここでこんなことをわざわざ述べておられるのかというと、さきの「流通必要量を規定す

るのは……現実に商品「の価格」が実現する時点での価格……である」という理解との関連で述べておられるのであって、「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」は「約定価格」ではなく、この価格が「実現」される時点での価格、すなわち「債務決済時点の価格」によって規定されるのだ、ということを主張しようとするためなのである。そういう珍妙な結論を主張するための順序として述べておられるのである。

山田氏の論の運びはこういう運びになっている。第一、「流通必要金量を規定するのは……現実に商品「の価格」が実現する時点での価格……である」。第二、「約定価格が価格として実現されるのは、この価格が現実に支払われて債務が決済される時点においてである」。第三、ゆえに、「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」は「約定価格ではなく」「債務決済時点の価格によって規定される」のだ。こういった三段論法になっているのである。だが前記のように、この第一の大前提そのものがそもそも、狭義の流通手段の流通量だけについて言う場合にはこう言えるが、支払手段の流通量を含めて言う場合にはこう言えない事柄だったのである。つまり「流通必要金量」一般について妥当することではない事柄を、スリかえて持ってきたものだったのである。⁽²⁾

(2) なお、「約定価格」がきめられる場合においてはそのときの「市場価格」で定められることは言うまでもない。山田氏は「約定価格」の実現のときの話をしているのであって、「約定価格」が「市場価格」できまるといったことは山田氏が論じようとしていた論点ではないのであるが、ところで、山田氏が「約定価格」が実現される時点での、約定価格とは別の「債務決済時点の価格」と言っておられるのは、いったいどの商品の価格なのであろうか、という疑問がすぐに生じるのであるが、これはのちにゆっくり見ることとしよう。

ところで、さきの山田氏の文のはじめで記している「上式の第二項」というのは、前掲の「式」のなかの

（満期になった支払額－相殺額）である。したがって、氏がさきの文で「上式の第二項たる満期になった支払総額（債務総額）」と記しておられるのは、この「上式」での「満期になった支払額」を指しているものと見てよいであろう。

また、そう見るほかないであろう。そうすると、山田氏は右の文のはじめのほうでは、この「満期になった支払額」は「債務を負った時点」での「約定価格」によって「規定される」のだと言っておられることになる。そして「上式」なるものは山田氏自身が「誠實な烟筒」と記しておられるように、「流通必要金量」がなによってきまるかを示している式であり、その「第二項」は支払手段の流通量についてのものなのであるから、したがって山田氏は、ここでは、「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」は「債務を負った時点」での「約定価格」によって「規定される」のだと言っておられることになる。つまり、とくに奇妙でない、まともなことを述べておられるのである。

ところが氏はそのあとでは、さきに見たように、「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」は「約定価格ではなく」、「債務決済時点の価格」によって「規定される」のだと言っておられるのである。つまり、一方では「債務を負った時点」での「約定価格」によって「規定される」とされ、他方では「約定価格ではなく」、「債務決済時点」での価格によって「規定される」とされているのである。

このように、山田氏はさほど長くない文章のなかでまったくあい反する二通りのことを述べておられるのであるが、しかし氏がそれに先立って、さきに見たように「流通必要金量を規定するのは……現実商品〔の価格〕が実現する時点での価格……である」と大上段に振りかぶって宣言されているところから見ても、一方のまともな理解のほうは——氏が分裂症でないとするれば——どうも、ものはずみでそう書くことになってしまったにすぎないようであ

つて、氏としては他方の、「債務決済時点の価格」によって「規定される」という珍妙な理解のほうが本筋らしい。さきに記したような三段論法的な論の運びをわざわざされているところから見ても、そう解するほかないであろう。

さて、山田氏はなぜこんな珍妙なことを考えたのであろうか。氏はさきに掲げた一〇〜一一ページの文章につづいて、つぎのように述べておられる。つづき具合からいって、前掲の文章の終わりのほうも入れて——さきにはちよつと省いておいた文も含めて——掲げておこう。「過剰生産の結果、市場価格は約定価格から乖離し約定価格を下回るのであって、この故にこそ約定価格にもとづく債務総額の全部または一部が決済不可能となるのである。要するに、恐慌局面においては、約定価格にもとづく債務総額は流通必要金量を越えることとなるのである。／＼かくて貨幣恐慌の際、個々の機能資本家は約定価格による債務総額を決済する支払手段を需要するのであるが、この債務総額決済のための支払手段たる貨幣額はもはや流通必要金量を上回っていることになるのである。とすれば、貨幣恐慌緩和のための中央銀行から増発された不換通貨が約定価格によつて規定された満期債務総額の決済にあてられる時、この投入された不換通貨は必然的に流通必要金量を上回ることになるのである。この救済融資のための不換通貨が流通必要量たり得ない満期債務総額に支払われると、流通必要金量を上回る度合に応じて不換通貨の代表金量が低下し、価格標準は事実上切り下げられることになる。ここに、インフレーションが必然的に生ずる。」(同上書、一一〜一二ページ。傍点—三七)。

これで見ると、山田氏は「流通必要金量」とはそもそもどういふ性質のものであるかについて大きな誤解をしておられるようである。だがそのことについてする前に、上梁山田氏の文章について論理構造にどういふ大きな欠陥があるか、そして氏がいかにして珍妙な説を立てておられるかを見てきたが、しかしそのさい、氏の説がなぜ珍妙であ

るか自体についてはほとんど触れてこなかった、そこでつぎにはこの珍妙さ自体について記しておく。一般的にいて、理論の珍妙さは、それを現実の事態にかかわらせてみるともはつきりした形で現われるものである。したがってここでも、氏の述べておられることをすこし現実の事態にかかわらせて見るならば、氏がいかに珍妙なことを述べておられることになるか、氏がいかに滅茶苦茶ないし無茶苦茶なことを、つまりなんとも不可思議なことを——と私には思われるのであるが——述べておられることになるか、という形で記しておくこととしよう。

二

珍妙の一。山田氏は支払手段の流通量が「債務決済時点の価格」によって「規定される」と言っておられるのであるが、もしそうだとすると実際にはどんなことになるであろうか。いまたとえば、織物業者が紡績業者から綿糸一〇〇〇万円を買い、期限三カ月後の手形を振り出したとしよう。三カ月後の手形の支払期日に——つまり「債務決済時点」において——同じ品種の綿糸の相場が二割下がっていた場合、山田氏によれば、織物業者は八〇万円を支払えばよい、八〇万円を支払うのだ、ということになる。「約定価格」の一〇〇万円ではなく、「債務決済時点の価格」である八〇万円が支払われる！こんな珍妙な「決済」が通用したことは、おそらく商業手形がこの世に用いられるようになって以来、いずれの国、いずれの時代でも、いまだかつてなかったであろう。そして、山田氏の指示にしたがって八〇万円差し出した織物業者にたいして、紡績業者はカンカンになって怒るか、あるいはこの織物業者はなんと手形についての初歩的知識もない男かと、呆れて物が言えないことになるであろう。

ところで右は三カ月後の期日に二割下がっていた場合であるが、逆に二割上がっていた場合にはどうなるであろう

か。こんどは織物業者は「約定価格」の一〇〇万円ではなく、一二〇万円支払うのだ、と山田氏は考えられるわけがあるが、債務額よりも多額の支払いをして「債務決済」をするということも、おそらくこの世にあったためしがないことであろう。

山田氏自身としては具体的にどんな状態を頭に描いておられたのであろうか。これを窺うために、同上書のつぎの項下でもう少々具体的に述べておられるところを参照してみることとしよう。氏はつぎのように記しておられる。「いま、商品の約定価格総額を一〇〇円とし、価格標準は一円 \parallel 金一グラムとしよう。そして、貨幣恐慌に際して、この約定価格にもとづく債務総額は決済不能となり、半分の五〇円だけ決済され支払われた——商品の投げ売り等により——とすれば、支払われるべき商品の価値総額は半分に破壊されたことになり、ここでの流通必要金量は、もはや金一〇〇グラムではなく、実現された五〇円を表わす金五〇グラムである。ところで、ここで救済融資としていまだ決済されていない残りの債務額五〇円を決済する支払手段が貸付けられるならば、貨幣恐慌は回避され、商品価格の急激な低下は回避される」(同上書、一二ページ)。

珍妙の二。なんともへんであるので山田氏自身の具体的(?)説明を見てみたのであるが、しかし右を見ても、ますますへんである。さきの例をここに持ってきて、織物業者が紡績業者から綿糸一捆を一〇〇円で買い、期限三カ月後の手形を振り出したとしよう。綿布が売れないため、あるいは売れたが引きかえに受取った手形が支払われなかったため、織物業者が三カ月後の期日までに入金を見込んでいたのが入らなかつた。またこの織物業者の予備金も底をついていた。織物業者の取引銀行がA行であったとすると、A行における織物業者の当座預金口座の残高が期日近くになつてもゼロであつた。そこでこの織物業者は、製品の綿布その他を投げ売り「等」をして、期日までにやつと五

○円を調達した。山田氏が右で述べておられることをいいます。こし具体化して描くと、こういうことになろう。

ところでまず不可解なことは、「商品の投げ売り等」によって五〇円調達したとしても、一〇〇円の手形はそれによつて「決済」されるはずはなく、その手形は不渡りとなるはずであるが、山田氏においては「半分の五〇円だけ決済され支払われた」とされていることである。織物業者がここで自分の振り出した一〇〇円の手形にたいして一〇〇円の支払いができないとすれば、たとえ五〇円調達したとしても、——単純化していえば——この織物業者はここで支払不能となった、つまり倒産したことになるはずである。そして、織物業者が振り出したこの支払期日以後に支払期日のくる手形を持っている人々、つまりこの織物業者にたいする諸債権者が、織物業者の資産の差し押えをして、これをどう処分するかを議することになるはずである。こういうことになるはずである。手形の決済とか不渡りとは、本来そういうものである。ところが山田氏の場合には、当該紡績業者が「半分の五〇円」を受け取り、「半分の五〇円だけ決済され支払われた」とされている。これはどうしたことであろうか、——分らない。

だが右の点は、本稿で見ようとしている事柄の本筋にとつてはどうでもよいことでもあるので、ただおかしいと記しておくだけで、どうでもよいこととしてつぎに移ろう。つぎになんとも分らないことは、「商品の投げ売り等により」調達された「半分の五〇円」というのはいったいなんであろうかということである。

さきに見たように、山田氏は「流通必要量を規定するのは……現実に商品〔の価格〕が実現する時点での価格つまり市場価格である」とし、そして「支払手段としての貨幣についての流通必要量」も「約定価格ではなく」「債務決済時点の価格」によつて「規定される」と述べておられた。ところで右の山田氏の説明によると、「ここでの流通必要量は……実現された五〇円を表わす数量五〇グラムである」とされている。つまり「半分の五〇円」が言う

ところの「債務決済時点の価格」とみなされている。だがこの「半分の五〇円」はなにかというと、すぐ前の山田氏の説明によると「商品の投げ売り等により」調達された額のはずではないか……、という点である。

つまりこういうことである。商品A—貨幣・貨幣—商品B、これを $W(A) \rightarrow G \cdot G \rightarrow W(B)$ と書くと、「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」は「約定価格ではなく」「債務決済時点の価格」によって「規定される」と山田氏が言っておられた場合、この「価格」は、掛けて買われた $G \rightarrow W(B)$ の $W(B)$ の「価格」について言っておられたはずである。だが「商品の投げ売り等により」五〇円を調達したこの「投げ売り等」をされた「商品」は、 $W(A) \rightarrow G$ の $W(A)$ の**はず**である（本稿のはじめのほうで掲げておいた「上式の第二項」を説明している文のなかで、山田氏自身「この商品の約定価格にもとづく過去の債務総額を決済する支払手段としての貨幣は、時間的に遅れておこなわれる商品の第一姿態変換 $W \rightarrow G$ によって入手できる」と述べておられたように、 $W(A) \rightarrow G$ の $W(A)$ であることは山田氏自身認めておられるはずなのである）。それにもかかわらず右の説明では山田氏は、 $W(B)$ の「債務決済時点の価格」、「市場価格」は $W(A)$ の「投げ売り等」によって入手した額だ、——こう考え、説明しておられることになるのであるが、これはなんとも無理であって、文字どおり混乱していると言うほかに^(3.4)ない。

さきの私の挙げた例でいうと、この「半分の五〇円」は、織物業者が一〇〇円の手形債務を支払うべく、期日までに製品の綿布その他を投げ売り「等」をしてようやく調達した額であった。ところが山田氏はこうした「五〇円」が綿糸の「債務決済時点の価格」であり、これがこの時点での綿糸の「市場価格」なのだとされているわけである。

(3) 山田氏が、商品Bの市場価格が商品Aの「投げ売り等」によって入手された額によってきまる、その額が商品Bの市場価格だとされているのはなんとも珍妙なことであるが、それに加えて、商品Aの「投げ売り」によってきまるだけでなく、「投げ売り等により」というように「等」という文字を付されていることは、この珍妙さにさらに一段と景観を添えるものとなっ

ている。

(4) 山田氏にあってはこのほかでも、どうもW(A)とW(B)とがすっかりごっちゃになっているようである。著者一二ページのこのすぐあととところで、前掲のように「ここで救済融資としてまだ決済されていない残りの債務額五〇円を決済する支払手段が貸付けられるならば、貨幣恐慌は回避され、商品価格の急激な低下は回避される」(傍点―三宅)と説明しておられるのであるが、この「商品価格」というのも、どの商品の価格を指しておられるのが判然としない。

W(A)―G・G―W(B)において、掛けて買った商品はW(B)であり、その支払いのためにW(A)を「投げ売り等」することによって五〇円調達したのであるから、W(A)――さきの例でいうと織物業者の製品である綿布――は「商品価格の急激な低下」がすでに生じているわけである。(また、貨幣恐慌のさいに支払手段としての貨幣をなんとかして入手しようとして商品の投げ売りが行なわれ、そこで諸商品のはげしい一般的減価が生じるのであるが、この調達した五〇円というのは、支払手段としての貨幣をなんとかして入手しようとして調達したものにほかならないのである。そしてこのようにして支払手段としての貨幣をはげしく求める事態が貨幣恐慌なのである)。ところが山田氏にあっては、「残りの債務額五〇円」にたいして「救済融資」が行なわれると、「貨幣恐慌は回避され」(―)、商品価格の急激な低下は回避される「!」。そしてこの「商品価格」は、山田氏にあってはW(B)のこと――さきの例でいうと織物業者が掛けて買った綿糸――を指しておられるらしいのである!

あれこれ思いめぐらしてみると、山田氏としてはあるいはつぎのようなことを考えておられたのかもしれない。いまままで例としたのは紡績業者から織物業者が綿糸を買ったという例であったが、そうではなく、紡績業者と織物業者との中間に綿糸問屋があり、紡績業者からこの綿糸問屋が綿糸を掛けて買った、といった場合を想定しておられたのかもしれない。つまり、甲業者から商品を手形で買った乙業者が、この商品を原材料などとして使うのではなく、そのままの形で丙業者に売るような場合を想定しておられたのかもしれない。そして、そんな場合に、乙業者(綿糸問屋)が一〇〇円の手形の支払いに窮し、手持ち在庫の綿糸の「投げ売り等により」五〇円調達したと仮定し、かつその手

持ち在庫の綿糸の品質、数量がさきに手形で買った一〇〇〇円の綿糸と同じであると仮定し、そうした仮定のもとで「投げ売り等」によって五〇円しか調達できなかったのであれば、この五〇円こそが、前に一〇〇〇円で買った綿糸のこの「時点」での「市場価格」と見られるべきだ、こんなふうには考えられたのかもしれない。

なるほど右のような場合には、 $W(A) - G \cdot G - W(B)$ の $W(A)$ と $W(B)$ とは同一品質、同一数量の商品であるから、商品Aと商品Bとをどう混同しても同じだということになる。この綿糸問屋の資本は $G - W \cdot W - G$ という運動を辿るはずだったのであり、最初の $G - W$ が掛けでの買い、そしてその綿糸を $W - G$ と売って、前の掛け買いの決済をするという形である。町のテレビ小売商がメーカーから手形で買い、手形の支払期日までに売れると思つたのが売れないので、テレビを「投げ売り等」をした、という場合でも同じである。そして山田氏は、この「投げ売り等により」入手した額が当該テレビの「債務決済時点の価格」、「市場価格」にはかならない、と考えられたのであろう。こんなふうには考えられたのかもしれない。

しかし、それでもおかしい。第一に、仮りにこうした場合であっても、三カ月前に一〇〇〇円で掛けて買った綿糸の「債務決済時点」での相場、「市場価格」が五〇円であるさい、綿糸問屋が（または町のテレビ小売商が）手形の支払いに窮して換金処分しようとするときは、市場価格以下の値で出さなければならぬだろうからである。山田氏自身「投げ売り」によってと書いておられるのであって、「投げ売り」というのは普通、市場価格以下で「投げる」ことを言う語なのである。第二に、またこの場合でも、さきに記しておいた「投げ売り等により」の「等」が加わっているおかしさはなくなるわけではない。さらにまた第三に、「救済融資」が「残りの債務額五〇円」にたいして行なわれると「商品価格の急激な低下」が「回避」されるといふさきに記しておいた珍妙さも、すなわち綿糸の価格が下が

らない、テレビの価格が下がらないという珍妙さも、この場合いぜんとして残るのである。そして最後に第四として言えば、山田氏は既掲のように、「ところで、恐慌下では満期債務額の支払は不能となり、約定価格は現実に実現できない」とか、「過剰生産の結果、市場価格は約定価格から乖離し約定価格を下回るのであって」とか、「貨幣恐慌に際して、この約定価格にもとづく債務総額は決済不能となり」というように、一般的な形で述べておられるのであって、右のようなある特定の場合を指して述べておられるわけではない。つまり、さきの例で言えば、綿糸が綿糸問屋に掛けて売られようが、織物業者に掛けて売られようが、その綿糸の「債務決済時点の価格」、この時点での「市場価格」は、綿糸問屋であろうと織物業者であろうと、その手形の支払いのために商品を「投げ売り等」して入手した額によつてきまる、その額なのだ、という形で述べておられるのである。

というしだいであつて、山田氏が述べておられることが多少ともなんとか辻褃の合うようにならないかと、綿糸問屋やテレビ小売商を持ち出して見たが、なんとも救いがたいことになるほかないのである。こんなことをあれこれ考へたり記したりしてみても、しかし所詮、前記の基本のおかしさには変わりはないのであつて、このへんでこの珍妙の二はおわりにすることにしよう。

珍妙の三。ここはやや余計なつけたしである。山田氏はさきに見たように、「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」は「約定価格ではなく」「債務決済時点の価格によつて規定される」のだ、と言つておられた。つまり、掛けて買った商品の価格が支払期日において下がっているならば、その下がっている額を支払えばよい、支払うことになるのだ、と言つておられたわけである。だがそれにもかかわらず、氏は前掲のように「救済融資としていまだ決済されていない残りの債務額五〇〇円を決済する支払手段が貸付けられるならば」と述べておられるのであるが、

「半分の五〇円」だけを支払えばすむはずであるのに、なぜこの業者はわざわざ「残りの債務額五〇円」を支払うために「救済融資」を受けるのだろうか。これはまったく理解に苦しむことである。山田氏の考えにしがえば、「残りの債務額五〇円」を相手に支払ったならば相手は過分に頂戴してまことに申しわけないとして辞退するであろうのに、まあまあと言って無理に渡すために「救済融資」を受けるとは、なんと浮世離れた話であろうかと感服するほかない。

このことは私の読みちがいではなく、さきに、のちに見ようとして掲げておいた文章のなかでも、「恐慌局面においては、約定価格にもとづく債務総額は流通必要金量を越えることになるのである。かくて貨幣恐慌の際、個々の機能資本家は約定価格による債務総額を決済する支払手段を需要する」と書いておられるのであって、山田氏は「機能資本家」が「債務決済時点の価格」を上回る額の支払いをしたいと行動することについて、なんの疑いも抱いておられないのである！だが「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」がそもそも「約定価格ではなく」「債務決済時点の価格によって規定される」とする山田氏にとっては、こんな「約定価格による債務総額を決済する支払手段を需要する」ことなどは、本来まったく無用のことであるはずなのである。

そしてまたそればかりでなく、「機能資本家」たるものはさきの珍妙の二のところで見たとような「商品の投げ売り等」をすることも、本来、なんら必要がなかったことのはずなのである。前記のように「投げ売り等」をするのがどの「商品」であるのか判然としないが、しかしなにを売るのが分からないにしても、「投げ売り等により」と書いておられるのであるから、「投げ売り等」をする必要があると山田氏が考えたことだけはたしかであろう。だが手形支払人としてはそんな労をする必要もなかったのであって、普通に「市場価格」で販売してそれで支払えばすむことだ

ったはずなのである。

ここまでともかく読まれた人は、山田氏は三宅の見るところによればずいぶん滅茶苦茶なことを書いていることになり、珍妙きわまることを述べていることになるが、そしてまた山田氏の記述に欠陥がいちじるしいことはたしかであるが、しかし山田氏は「流通必要金量」そのものについて三宅とはまったくちがった理解をしているため、こんなことを書いたのではなからうか。おそらくこんな感じをもたれたのではないかと思われる。私も、珍妙の一、珍妙の二というように書きながら——というよりも、正確には書く前に山田氏の論を眺めているとき——そう思っていたのである。だが、そのことについて述べるに先立ち、氏の論を現実の事態にかかわらせて見るといかに滅茶苦茶な、珍妙なものであるかを記しておくことが、順序として必要であると考えたのであった。

いずれにしてもどうやらこのへんで、さきに保留しておいたところの、山田氏はなぜこんな珍妙なことを考えたのであろうか、山田氏は「流通必要金量」とは、そもそも、どういふ性質のものであるかについて大きな誤解をしておられるようである、ということ考察するのに適當なところに来たようである。

三

途中の二が当初予定していたよりも長くなってしまったので、いま一度、前に掲げておいた山田氏の記述を掲げておこう。「過剰生産の結果、市場価格は約定価格を下回るのであって〔二〕で見たようにこれは掛けて買ったG—W(B)の価格についての話」、この故に、こそ、約定価格にもとづく債務総額の全部または一部が決済不可能となるのである〔傍点—三宅。二で見たように山田氏自身〕この商品の約定価格にもとづく過去の債務総額を決済する支払手段としての貨幣は、時間的に

遅れておこなわれる商品の第一姿態変換 $W \rightarrow G$ によって入手できる」と述べておられるのであって、「債務総額の全部または一部が決済不可能となる」か可能となるかの「支払手段としての貨幣」の「入手」は $W(A) \rightarrow G \cdot G \rightarrow W(E)$ の $W(A)$ についての話。したがって「この故にこそ」と繋がるものではない。要するに、恐慌局面においては、約定価格にもとづく債務総額は流通必要金量を越えることとなるのである。「いま掲げているこの文章でいうと、このあたりで山田氏においては「流通必要金量」というものがまったく誤解されていることが窺われてくる」。かくて貨幣恐慌の際、個々の機能資本家は約定価格による債務総額を決済する支払手段を需要するのであるが、この債務総額決済のための支払手段たる貨幣額はもはや流通必要金量を上回っていることになるのである。とすれば、貨幣恐慌緩和のための中央銀行から増発された不換通貨が約定価格によって規定された満期債務総額の決済にあてられる時、この投入された不換通貨は必然的に流通必要金量を上回ることになるのである。「このあたりで、山田氏がなぜ珍妙な「流通必要金量」概念を主張されるにいたったか、その気持がおぼろげながら分かってくることになる」。この救済融資のための不換通貨が流通必要金量たり得ない満期債務総額に支払われると、流通必要金量を上回る度合に応じて不換通貨の代表金量が低下し、価格標準は事実上切り下げられることになる。ここに、インフレーションが必然的に生ずる」（前掲。一一〜一二ページ。傍点および「」内一三宅）。

これで見ると、山田氏はつぎのように考えられたのであろうと見受けられよう。

「流通必要金量」を上回って「不換通貨」が投入されることによって「インフレーション」が生じる、という理論がある。「満期債務総額」を決済する支払手段が不足して「救済融資」を受ける場合、この「救済融資」によって投入される「不換通貨」は「インフレーション」をひきおこす、と言いたい。そういうことを証明したい。それには、この「不換通貨」の投入が「流通必要金量」を上回るのだとする必要がある。そしてそのためには、「約定価格にも

とづく債務総額は流通必要量を越える——この表現とか、「流通必要量たり得ない満期債務総額」といった表現はなんともおかしいので、氏が右の文中の別の箇所で記しておられる「債務総額決済のための支払手段たる貨幣額は……流通必要量を上回っている」というほうを採っておこう——のだとする必要がある、そういう「理論」をつくり上げる必要がある。そこでさきに見たように、「支払手段としての貨幣についての流通必要量」は「約定価格ではなく」「債務決済時点の価格によって規定される」という論を、そういう珍妙な論を打ち立てた。こういうことであつたのであろうと見受けられる。

そしてこの珍妙な論を打ち立てたところで、氏は、これで「インフレーション」が首尾一貫して解明されることになった、と満足されたのであろう。まったく、なんと言うべきか適当な言葉が見つからない。

だいぶ疲れてきたので、このへんで筆をおきたいのであるが、しかし本稿の書きはじめのところで、本稿を書こうとしたのは「流通必要量」について正しく理解するうえになにほどか役に立てばと思つたからだと思つておいた以上、ここで打ち切ってしまうわけにもゆかない。ともかくおわりまでつづけて書くこととしよう。

四

流通必要量というのは、流通手段および支払手段として流通しているのがもっぱら金貨幣であると前提した場合、ある期間に流通する金貨幣の額のことである。

支払手段としての流通をいま考察外に置くと、流通必要量はその期間に売買される商品の価格総額と貨幣の流通速度とによってきまる。さらに貨幣の平均流通速度を一定とすれば、流通必要量はその期間に売買される商品の価

格総額によってきまる、と簡単に言うことができる。商品の売買にさいし、当事者間で価格がきまり、そこで貨幣を相手に渡して商品を受け取る——売るほうからみれば商品を相手に渡して貨幣を受け取る——のであるから、ある期間に流通する貨幣額、つまり商品の流通のために必要な貨幣額は、その期間に売買される商品の価格総額によってきまるということとは、論議の余地がないくらい自明のことといえよう。

ところで右で、ある期間に流通する貨幣額つまり商品の流通のために必要な貨幣額、と記したが（この「商品の流通のために」は、同じことであるが「商品の流通にとつて」と言ってもよい。ドイツ語でいえば *zur Verfügung* である）、流通必要金量の「必要」というのは、このように商品の流通のために——よりくわしく言えば商品の価格の実現のために——必要な、という意味である。また、流通必要金量はその期間に売買される商品の価格総額によってきまると簡単に言うことができる、と記したが、その期間に売買される商品の価格総額その価格というのは、実際に売買契約が成立したところの価格、すなわちそれらの商品が実際にその価格で売買される価格であることは言うまでもない。たとえば、売り手が一〇〇円で売りたいとして値をつけているが、需給関係から実際にその商品が売れた価格が八〇円だった場合には、この八〇円のことである。したがってまたたとえば、ある商品に一、〇〇〇円という正札をつけて並べてある場合、人あってこれを九〇〇円に値切って買うとすれば、右の価格はこの九〇〇円にほかならない。そしてそこで動く貨幣、つまりこれらの商品の流通のために必要な貨幣額は八〇円であり、また九〇〇円であることになる。また——記しておくまでもないことであるが念のために記しておけば——、ある商品が一、〇〇〇円という正札をつけて一個並べてあるさい、ある期間にこのうち売れるのが八個であったならば、右の価格はこの売買される八個の価格である、ということも言うまでもない。このように、市場に出されているある商品の一部あるいは全部が売れないさいに

は、それらの商品の価格は入ってこない。売れないのであるから、買い手が貨幣を支払うこともない、ということからも当然のことであるが。

マルクスは、流通手段として流通する金貨幣量について、つまりかかる流通必要金量について、「実現されるべき諸商品価格の総額 (die Gesamtsumme der zu realisierenden Warenpreise, die Summe der zu realisierenden Warenpreise)」によって規定されると述べている (たとえば、『経済学批判』 S. 123~4, 『資本論』第一巻 S. 153. ともに Werke 版)。この「実現されるべき」商品価格というのは、商品の価格は観念的 (ideell) な金量であり、これが販売において現実的 (reell) な金量となる、つまり実現されるのであるから、この実現されるべき商品価格という意味である。この「実現されるべき」商品価格というのを、売り手がその価格で売れることを期待している価格、あるいは売りたいとして市場に出されている諸商品の価格といった意味に誤解されてはならない。つまり、「実現されるべき」の「べき」という語を、ある期間内に実現されてしかるべき商品価格、実現されることが期待されているのであるという意味で実現されるべきである諸商品価格、といった意味に受け取られてはならないのである。もし「実現されるべき」商品価格という日本語の語感上どうしても右のような誤解が出てくる、右のように解するほかない、という人があるとするれば、ここは、その人はむしろ簡単に「実現される」商品価格と読んだほうがよいであろう。

また、「流通必要金量」とはある期間に流通する金貨幣量であるが、右のような誤解を生むおそれがあるとすれば、その金貨幣量は、それをのちの時点で見た場合にはある期間に流通した金貨幣量ということになる、として考えれば誤解を生む余地がなくなるであろう。その場合には「実現されるべき」商品価格は、「実現された」商品価格、つまりその価格で実際に売買された諸商品の価格であることが、一義的に明白だからである。

右は流通手段として流通する金貨幣量を規定する「実現されるべき商品価格総額」について記したのであるが、つぎに支払手段として流通する金貨幣量について——山田氏による誤解は既掲のようにこちらのほうと関係している——記しておこう。

本稿の最初に紹介しておいたように、山田氏は『資本論』第一巻第三章の Werke 版でいうと S. 153 のところで流通貨幣量について記している箇所を掲げ、またこれを式の形に書き直しておられるが、その『資本論』の箇所では、支払手段としての流通量を規定するものとして、「期限のきた諸支払の総額 (die Summe der fälligen Zahlungen)」と記している。また『経済学批判』でも、さきに流通手段の流通量について挙げておいたと同じ箇所について見ると、「同じ期間内に期限のきた諸支払の総額 (die Gesamtsumme der in derselben Epoche fälligen Zahlungen)」と記している (Werke 版 S. 124)。

この「同じ期間内に期限のきた諸支払」(期限のくる諸支払、と言っても同じことである) というのは、いまある期間に流通する金貨幣量を問題としているのであるから、その期間内に期限のくる諸支払ということである。だがこの「期限のきた諸支払」というのは、この期間内に支払期限がきて、そして実際に支払われる諸支払であって、期限のきた諸支払の額がすべてここに入ってくるのではない。期限のきた支払がすべてその期限に支払われるとはかぎらないのであって、支払われるさいにはじめて貨幣が支払手段として相手に渡されるのであり、支払われない場合には貨幣はおぜん授受されることがない、ということとは自明のことであるからである。このことは、さきに「実現されるべき商品価格総額」というのはその期間市場に販売すべく出されている諸商品の価格総額のことではなく、実際に売買される商品価格総額のことだということと同様であって、売れ残った商品がここに入っていないのと同様に、支払

われなかつた債務額はここに入つてこない。入つてこようにも、入つてくることができないのである。

ここで山田氏のさきほどの論を振り返つてみよう。

さきに見たように山田氏は、「恐慌局面においては、約定価格にもとづく債務総額は流通必要量を越えることとなるのである」と述べておられ、そして、ではこの「支払手段としての貨幣についての流通必要量」はなにによつて規定されるのかというと、それは「約定価格」ではなく、この価格が「実現」される時点での価格、すなわち「債務決済時点の価格」によつて規定されるのだと述べておられた。つまり、山田氏はまず第一に、「上式の第二項たる満期になつた支払総額（債務総額）」——これがいま見ているところの、『資本論』で支払手段としての流通量を規定するものとして挙げている「期限のきた諸支払の総額」であるが——は、ある期間に「満期になつた支払総額」をすべて指しているものと解され、そしてついで第二に、「恐慌下では満期債務額の支払は不能」となる（「約定価格にもとづく債務総額の全部または一部が決済不能となる」）ことに思いをいたされる。そこで第三に、「満期になつた支払総額」なるものほそもそも「約定価格」によつて規定されるのではなく、「債務決済時点の価格」によつて規定されるとすべきなのだ。こう考えれば、右の第一と第二との食いちがいがうまく解決される。——山田氏はこう考えられたことになる。

そして、恐慌下では「債務決済時点の価格」は「約定価格」より低いはずだ、したがつて「約定価格」にもとづく債務総額は「流通必要量」をこえることになる、だからこの「債務総額」の支払いにたいして「救済融資」がなされるならば「流通必要量」をこえた不換通貨の投入となる、だから「インフレーション」が必然的に生ずる、——見事な説明ではないか。と山田氏は思われたわけである。だが、支払うべき債務が「約定価格」によつて規定され

ない、とすることが、いかに荒唐無稽なことであるかは前に見たごとくであるし、また山田氏の言われる「債務決済時点の価格」なるものが、じつのところ当の「債務」が生じた商品の価格でないことなど、すでに見たとおりである。そして、こうした珍妙な論を立てるにいたった思考過程のそもそものつまづきがどこにあったかということ、「満期になった支払総額」というのが、ある期間に「満期になった支払総額」のすべてを指すと考えられたことにあるのである。そう見受けられるのである。

なお、この山田氏のこの点にかんする論の批判としては以上で終わりであるが、事のついでに一言付記しておく。ある期間に「満期になった支払総額」のうち支払いえないものがなぜ生じたかという点、これは、 $W(A) - G$ ・ $G - W(B)$ において $W(A) - G$ が予定どおり——その価格において、またその期限において——進行しなかったためとか、また予定の入金がなかったために充当すべき準備金が不足ないし枯渇していたためとか、または兌換制下においてもこうした支払いにたいして救済融資が行なわれていたのであるが、そうした救済融資がえられなかった、等々の理由によるわけである。兌換停止下では、こうした救済融資が兌換制下におけるよりも拡大されるのであって、このことは兌換停止下での特有の問題であるインフレーションを生じさせる一つの要因となるのであるが、この点については、本稿で山田氏の論について記しておこうとしている範囲をこえるし、また別のところですこしは述べたことでもあるので、ここでは以上、付言した形で記しておくにとどめておく。

五

これまで、山田氏が「支払手段としての貨幣についての流通必要金量」が「約定価格ではなく」、「債務決済時点の

「価格」によって規定されるとしておられる点について、こう考えることがいかにおかしなことであるかということをお述べ、そして、山田氏がこんなおかしなことを考えるにいたったのは氏が「流通必要量の概念」を大きく誤解しておられるためであると見受けられるので、そのことと関連して「流通必要量」とはそもそもどういうものであるかについて述べてきた。ところで、山田氏はそのインフレーション論の基礎に「流通必要量の概念」を据えるに当たって、その「流通必要量」について右のような大きな誤りを示しておられるだけでなく、それと並んで、これについてまたいま一つの大きな誤りを示しておられる。そこでこんどは、このいま一つの点について見ておくこととしよう（といつてもじつのところ、この五、六の部分はこれまでの部分よりもさきに書いていたのであって、いくつかの箇所は削ったりに加筆したりしたが、しかし、前の部分からつづけて書いている場合とはちがう感じが行文上残っている。だが、いま書き直してゆく時間的余裕がないので、諒とされたい）。

山田氏はつぎのように述べておられる。——「流通必要量は商品流通に入る商品の価格総額と貨幣の流通速度とによって規定される。……社会的総資本の再生産が円滑におこなわれる限り、前貸され還流してくる貨幣量がとりもなおさず流通必要量にほかならない。また逆にいえば、流通必要量に照応した前貸貨幣量は必ず出発点に全額還流するのである。貨幣の出発点への還流の法則こそは、流通必要量の問題解明の鍵であり、インフレーションの理論にとって重要な概念である流通必要量の概念は、前貸された貨幣の還流と結びついているのである」と（同上書、三五ページ。傍点―山田氏のもの）。

まずきわめてふしぎに思われることは、山田氏はここで、「流通必要量は商品流通に入る商品の価格総額と貨幣の流通速度とによって規定される」と記しておられることである。「貨幣の流通速度」を一定とすれば、ここで言っ

ておられることは、「流通必要金量」は「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる、ということである。「流通必要金量」が——支払手段としての流通量はここでは抜きにしてのことであるが——「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまるということは、なにげなく読み流すと、どうということもない文章のようである。いいかえればとくにひっかかりを感じるほどの文章ではないとも言える。しかし、右に掲げておいたように、山田氏はここでずぐつづいて傍点を付して記しておられるようなことを書いておられるのであって、つづいてこういふことを書いておられるとなると、この「流通必要金量」が「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまるといふ文章は、どこにもまずい。

なぜまずいかというと、「流通必要金量」というのは「金量」という語がついているところから明らかなように、ある期間内において流通手段や支払手段として流通している——同じことであるが、流通すると言ってもよい——金貨幣の量なのである。したがってこの「商品の価格総額」の「価格」というのも、もっぱら金貨幣が流通しているさいの価格でなければならぬ。そうであるのに山田氏は、「流通必要金量は」として、いきなり、「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる、「規定される」と記しておられる。ここは山田氏の文体を生かして書くならば、正しくは、「流通必要金量はもっぱら金貨幣が流通しているさいに商品流通に入る商品の価格総額によって規定される」とか、あるいは「もっぱら金貨幣が流通しているさいには流通必要金量は」云々というように書かれなければならぬのである。

なぜこんな分り切ったようなことを、七面倒くさく言わねばならないか。山田氏がさきのように書いたのは簡単に書いたのであって、ただちよつと言葉足らずだっただけではないか。こんなふうにする人があつてもいいが、

そうではなくて、この山田氏の誤りは、この場合執拗に指摘されなければならないのである。というのは、山田氏はさきに掲げておいたように、このすぐあとで、「流通必要金量」は「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまるということをひっくり返して、「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量は「流通必要金量」なのだ、という意味のことを実際上述べておられるからである。つまり、流通している通貨がどういう種類、どういう性質のものであるかにかかわらず、したがってまたそこでの「商品の価格」がどういう通貨で表わした価格であるかにかかわらずなく、「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量が「流通必要金量」なのだと述べておられるのである。すなわち氏は言われる、——「前貸され還流してくる貨幣量がとりもなおさず流通必要金量にほかない」(一)と。

なぜ「前貸され還流してくる貨幣量がとりもなおさず流通必要金量にほかない」と言うことが、實際上、「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量が「流通必要金量」なのだとすることを意味しているか、なぜこの両者が同じことであるのか、について述べるまえに、念のため、流通通貨量と流通する商品の価格との関係についてつぎのことを記しておく。

流通必要金量、いいかえれば流通金量がそこで流通する商品の価格によってきまるということは、さきにも記しておいたように、商品が売買される場合、まず売買価格がきまって、そのあとで金貨幣の受け渡しが行なわれる、ということから当然そうなることなのである。そして、このように価格がきまって、そのあとで支払いがなされることは金貨幣の場合だけでなく、およそ貨幣での支払いはどんな場合でもそうである。もっぱら不換通貨が流通している場合でも、売買価格がきまる前に支払いをする粗こつ者はいない。そしてそもそも価格がきまらなければ、いくら支払

つたらよいかはつきりしないのであるから、支払いようがないわけである。正札がついていて一々売買当事者間で決めをしないさいには、買うという意思表示をしたことが、売り手のつけているその価格を承諾したことであり、右の売買価格をきめたことに該当するのである。

したがって不換通貨の流通量も、流通に入る商品価格総額によってきまることには変わりはない。だが不換通貨の場合には、たとえば不換通貨の増発によって——この増発のさい増発を背景とした購買力によってあらたな追加的需要が生じる——不換通貨の流通量が、もし金貨幣が流通していたならば流通したであろう金量をこえるようなときは、不換通貨の表わす金量の低下、すなわち不換通貨の減価が生じ、諸商品価格の騰貴が生じてくる。諸商品価格が、もし金貨幣が流通していたならば形成されたであろう水準よりも高くなってくる。このように、通貨流通量が商品価格総額によってきまるといっても、不換通貨の場合にはこの価格自体が通貨増発によって規定されてくる。こうした性質の諸商品価格の騰貴は、いわば、せ札投入による騰貴である。しかしこの場合でも、商品価格がきまってきた——この場合には上がって——その価格の支払いとして通貨が受け渡しされるといふ点にかんしては、金貨幣の場合と異なるものではないのである。

六

さて、なぜ「前貸され還流してくる貨幣量がとりもなおさず流通必要金量にほかならない」と言うことが、「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量が「流通必要金量」なのだとすることを實際上意味しているか、について述べることにしよう。

ここで山田氏が言っておられる「前貸され還流してくる貨幣量」というのは、マルクスは『資本論』第二卷第三篇「社会的総資本の再生産と流通」のところで、商品流通の経過が順調であれば、流通に貨幣を投下した商品生産者のもとに貨幣が還流してくることを明らかにしているが、この貨幣量を指しているものである。年間の総商品生産物が、生産手段生産部門（Ⅰ）と消費手段生産部門（Ⅱ）とにおいて、それぞれ $I 4000 c + 1000 v + 1000 m$ 、 $II 2000 c + 500 v + 500 m$ であるとした場合、たとえばこの $I (v + m)$ と $II c$ とのあいだでの交換において、Ⅰの資本家たちが v に投下した貨幣——労賃として支払った貨幣——が、労働者たちによって消費手段をⅡの資本家たちから購入するために使われると、貨幣はⅡの資本家たちの手に入るが、Ⅱの資本家たちがこの貨幣で $II c$ の一部を補填するためⅠから生産手段を購入することによって、貨幣はⅠの資本家たちの手に還流する。山田氏が「前貸され還流してくる貨幣量」と言っておられるのは、このようにして生産物の交換を媒介する貨幣量のことである。

マルクスが再生産表式を描いて一国の総生産物間の交換において価値補填と素材補填とが全体としてどのように行なわれるかを考察している場合、たとえば単純再生産が行なわれるとき $I (v + m)$ $II c$ の関係が成立していなくてはならないことを明らかにしているが、これは、単純再生産が行なわれるさいこうした関係が成立することが法則として貫かれることになる、ということを示しているものであって、実際に資本制社会で——かりに単純再生産が行なわれているとしても——こうした関係がいつでも成立しているということを言っているのではない。実際にはこれとは多かれ少なかれ離れた関係が形成されて動いているのであって、したがってまた $I (v + m)$ $II c$ は法則なのだということになるわけである。

そして、マルクスはここで——『資本論』第二部全体にわたってそうであるが——流通する貨幣は金属貨幣である

と前提している。また信用制度はないとし、また価格は価値どおりの価格であることを前提としている。事柄をもつとも単純化した形で考察しようとしているからである。このように流通貨幣がもっぱら金属貨幣、つまり金貨幣であることが前提されているのであるから、ここで生産物交換を媒介する貨幣量は、すなわちこれら商品の流通のために必要な貨幣量は、流通に必要な金貨幣量であることは言うまでもない。つまり「流通必要金量」であることは言うまでもないことである。そしてマルクスは、こうした生産物交換を媒介する貨幣が、I部門の資本家が流通に貨幣を投下した場合には生産物交換を媒介してI部門の資本家の手に還流し、またII部門の資本家が貨幣を投下した場合にはII部門の資本家の手に還流してくる、というように前貸された出発点に貨幣が還流してくることを明らかにしているのである。したがってこれらの「前貸され還流してくる貨幣量」が——それらが流通しているあいだにおいてであるが——「流通必要金量」をなしていることは、くり返して言うまでもないことである。

ところで、いまこれら生産物交換を媒介する貨幣がすべて不換通貨であると仮定してみよう。そして金貨幣が流通していたならば流通したであろう額の二倍の額の不換通貨が流通したと仮定しよう。単純化のため商品の価格はすべて二倍になっているとする。この場合にも、これらの不換通貨量は生産物交換を媒介するのに必要な通貨量であり、これらの商品の流通のために必要な通貨量であり、またいま一度言い換えれば、これらの商品の価格を実現するために必要な通貨量である。「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量なのである。そして商品流通の経過が順調であれば、また同じことであるが再生産の過程が順調であれば、I部門、II部門の資本家たちによって前貸されたこれら通貨は出発点に還流してくる。このことは、金貨幣流通の場合と変わりはないのである。

このように、「前貸され還流してくる貨幣量」は「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量にほか

ならないものなのである。さきに、山田氏が「流通必要金量」は「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまると述べておられることについて、もっぱら金貨幣が流通しているさいという限定をつけずに言うことはまずいと記した。そしてなせまずいかというと、山田氏はすぐつづいて實際上、「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量が「流通必要金量」なのだ、という意味のことを述べておられるからだと記した。そしていま、「前貸され還流してくる貨幣量がとりもなおさず流通必要金量にほかならない」と山田氏が述べておられることについて、この「前貸され還流してくる貨幣量」というのは「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量にほかならないものなのだということを見たわけである。

くり返して言うと、したがって、氏が「流通必要金量」は「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまるとされていたとき、「もっぱら金貨幣が流通しているさい」という語を入れなかったのは、ただちよつと言葉足らずだった、ないしちよつと不用意だったのではなく、氏としては、「もっぱら金貨幣が流通しているさい」といなどにかかわりなく、「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる通貨量、すなわちこれらの価格を実現するのに必要な通貨量は——よりくわしくいえば再生産の過程が順調であるさいのこれら通貨量は——「流通必要金量」なのだ、と考えておられたことになるのである。こうした誤った考えの上に立って、氏は当然のこととして、「流通必要金量」は「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまる、と述べておられたのだったのである。

なお、右の前のところで、金貨幣が流通していたならば流通したであろう額の二倍の額の不換通貨が流通したと仮定しようと記したが、これは一〇倍でも一〇〇倍でも一、〇〇〇倍でも同じことである。流通通貨量はつねに「商品流通に入る商品の価格総額」によってきまるのであるから、山田氏においては、かりに以前の一、〇〇〇倍の額の不

換通貨が流通していても、これは「流通必要金量」であるとされることになる。再生産の過程が順調であれば、流通通貨がもっぱら不換通貨であっても「前貸された」通貨は「還流」してくるのであるから、以前の、〇〇〇〇倍の額のこの不換通貨量を指して、山田氏は、これは「とりもなおさず流通必要金量にほかならない」とされることになるのである。山田氏の手にかかると、このようにして流通不換通貨量がたちまちにして「流通必要金量」に転化されてしまうのである。

山田氏は「貨幣の出発点への還流の法則こそは、流通必要金量の問題解明の鍵」だとされ、そして「流通必要金量」の概念は「インフレーションの理論にとって重要な概念」であるとされている。「流通必要金量の概念」が「インフレーションの理論にとって重要な概念」であることは山田氏の言われるとおりであるが、しかし山田氏はこの肝心の「流通必要金量の概念」を、さきに見たように、そしてまた見たとように徹底的に誤解されてしまっているであって、したがって——山田氏が「重要な概念」と考えられたその当の「概念」自体の把握がまちがってしまわれたのであるから事とおゼんの成り行きとして——、山田氏の「インフレーションの理論」も残念ながらこれもまた收拾のつかない混乱に陥るほかないことになるのである。

七

『「流通必要金量」についての誤解』と題する本稿としては、以上でおわりであるが、なおつぎのことを付記しておく。

さきに一〇四のところで見たように、山田氏は「流通必要金量」を規定するのは商品価格実現のときの価格だとす

ることによって、手形決済時点で価格が約定価格よりも下がっているとき、手形金額の支払いに必要な不足貨幣を中央銀行が貸付けた場合、これを「流通必要金量」をこえた貨幣の投入だとして、ここからインフレーションが生じるとする。「この救済融資のための不換通貨が流通必要金量たり得ない満期債務総額に支払われると、流通必要金量を上回る度合に応じて不換通貨の代表金量が低下し、価格標準は事実上切り下げられることになる。ここに、インフレーションが必然的に生ずる」(前掲。一二ページ)。

ところで、兌換制下においても、救済融資がある程度なされうることには言うまでもない。山田氏自身、これを認めてつぎのように述べておられる、——兌換制下では「中央銀行が通貨を増発して貨幣恐慌を緩和するには限界があるのであって、中央銀行が兌換を維持できる範囲に限定されており、銀行券の発行は金準備量に束縛されているのである」(前掲書、六ページ)。したがって、手形金額の支払いに必要な不足貨幣を中央銀行が貸付けた場合「流通必要金量」をこえて貨幣が投入されたと見て、ここからインフレーションが生じるとする山田氏においては、簡単にいえば救済融資がインフレーションをひきおこすとする山田氏においては、兌換制下においても「インフレーションが必然的に生ずる」ことになる。山田氏の「理論」は客観的にはこういうことをも主張していることになる。

またさきに五〇六のところで見たとように、山田氏は「前貸され還流してくる貨幣量がとりもなおさず流通必要金量にほかならない」(前掲。三五ページ)とされ、そして氏としてはその当然の帰結としてつぎのように言われる。——すなわち、「好況局面」では前貸貨幣は順調に還流するからとして、中央銀行が供給する不換通貨は「いかなるルートによる不換通貨でも、基本的に現実資本の再生産過程の拡張に照応して増大していくいわゆる『成長通貨』である」と(前掲書、四八ページ)。こうして山田氏の「理論」は、わが国の「高度成長政策」下で採られたような、中央銀行が

らの大量の資金供給にたいして、これはけっしてインフレーションをひきおこす要因となるものではないと弁護する役割を演じている（こうした資金供給がさかんに行なわれていたときの消費者物価の騰貴を山田式「理論」ではどのように説明するのか分からない。したがって弁護論としても十分な役割を果たしていないことになるのであるが）。

そしてまた、「前貸され還流してくる貨幣量」が「流通必要金量」であるといった「理論」から言うならば——山田氏はまたもつとあからさまに「前貸された貨幣が還流しないということは、前貸された貨幣が流通必要金量を上回っていたことを物語るのである」（同上書、四七ページ）とも述べておられる——、兌換制下においては「前貸された貨幣」はいつでも「還流」しないと具合が悪いことになるであろう。しかし、兌換制でもつねに「前貸された貨幣」が「還流」するとはかぎらないのである。山田氏は、「前貸」が産業資本家自体によってなされるのに代わって銀行が行なう場合、右の「前貸」と「還流」は銀行による産業資本家への前貸、産業資本家から銀行への返済という形をとると述べ、「前貸された銀行券が順調に還流するならば、この銀行券の流通量は流通必要金量に照応していることを物語るのである。また銀行券について述べたことは、基本的にはそのまま預金通貨流通についてもあてはまる」（同上書、四一ページ）と述べておられる。⁽⁵⁾したがって兌換制下では銀行から「前貸された貨幣」がいつでも「返済」されないと具合が悪いことになるであろうが、しかし、兌換制下でもつねに「前貸された貨幣」が「返済」されるとはかぎらないのである。そういう場合には山田氏の「理論」によると、「前貸された貨幣が流通必要金量を上回っていたことを物語る」ことになる。つまり、山田氏の「理論」ではさきの場合と同様にここでもまた、兌換制下でも流通貨幣量が「流通必要金量」を「上回る」ことがあると説いているのである。

(5) 『資本論』第二卷第三篇でのいわゆる再生産論のなかで述べている貨幣の「前貸」と「還流」を、そのまま、信用制度を

考察のなかに入れて現実の事態を見る場合の、銀行による「前貸」、銀行への通貨の「還流」、「返済」に簡単に結びつけることはできないのであるが、いまその点は措き、ここでは山田氏がともかくこう述べておられるということを記しているわけである。

このように、一〇四および五〇六で見た山田氏の「理論」は、一方では、わが国の「高度成長政策」下で採られたような中央銀行からの大量の資金供給にたいして、これはけっしてインフレーションをひきおこすものではないのだという弁護論を説き（なお、当初のいわゆる積極論者たちもその後現実が生じたいちじるしい物価騰貴に直面してしだいに論をひそめていったのにたいし、山田氏の場合は事がさかに行なわれていたときをすぎたのちになお弁護論を説いているところが特徴的である）、他方では、兌換制下においてもインフレーションが生じるのだとして、インフレーションが不換制下に特有なものであることを、つまりインフレーションが生じる基盤を隠蔽する、といった社会的な役割を演じている（といっても山田説はあまり説得的なものでないので、その点からは右の役割の程度はすくないとも言えるではあろうが）。おそらく山田氏は主観的にはそういう意図はまったくなく、インフレーション理論の構築にひたすら努められたのであろうが、しかしその構築されたもの、しかもその根幹をなす基礎的な部分が、客観的にはそういう役割を演じる「理論」となっているのである。

本稿を書いたのは「流通必要金量」についての誤解を指摘し、論じておこうというのが趣旨であって、右に記したことは付記にすぎない。だが、本稿で山田氏の論を取り扱ったのは、山田氏の論が大きくまちがっていると、「理論」としてはかなり緻密に考えたうえで書かれている論と見受けられたからであつたが、しかしまた氏の論を取り上げたのはそれとともに、氏の論が客観的にいって右に記したような社会的な性質をもっているからであつた。

「流通必要金量」についての誤解

そのため本論がおわったあとと少々そのことについてつけ加えておいたしだいである。